

学校法人新任役員研修会（講義概要 計6回）

第1回 学校法人に関する法制度や私学法改正等の動向を理解する

私学法改正以降の私立大学のガバナンス改革の動向や最新の高等教育政策の動向を基に、今、学校法人の理事、監事、評議員や幹部職員に求められることを解説します。あわせて、学校法人の管理運営制度等の諸制度を概観するとともに、必須の知識として、学校法人のリスクマネジメントや内部統制についても解説します。

主な内容 当協会 会長 山田 清志（元東海大学学長）、同専務理事 岩本 健吾（元文部科学戦略官）

- ・私学法改正等、私立大学のガバナンス改革、及び、最新の高等教育政策の動向
- ・学校法人会計を理解するための基礎知識
- ・学校法人の管理運営制度
- ・学校法人におけるガバナンス、リスクマネジメント及び内部統制

第2回 学校法人会計に関係する諸制度を理解する

中期計画、事業計画、予算等に基づき学校法人は運営され、その結果は所定の手続きを経て計算書類等としてまとめられます。さらに監事による監査、公認会計士又は監査法人による監査（私立学校法に基づく会計監査人監査、私立学校振興助成法に基づく監査）によって計算書類等は確定することになります。これらのプロセスを解説するとともに、学校法人会計に関係する諸制度（税務、公的研究費補助金、就学支援制度、幼児教育無償化等）についても併せて説明します。

主な内容 公認会計士・当協会企画委員 奈尾 光浩

- ・中期計画、事業計画、予算制度の概要
- ・私学法による決算スケジュール
- ・監事及び会計監査人による監査制度
- ・私立学校振興助成法が求める提出書類及び公認会計士等による監査
- ・学校法人の税務
- ・科学研究費補助金
- ・学生生徒等への支援制度（高等教育就学支援制度、高等学校就学支援制度、幼児教育無償化制度）

第3回 学校法人会計基準の内容を理解する

学校法人は学校法人会計基準（以下「基準」）に準拠して会計処理し、計算書類を作成する必要があります。基準が規定する学校法人の会計処理について特徴的な部分を解説します。また、基準が作成を求める貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書による財務内容の把握の方法についても解説します。

主な内容 公認会計士・当協会企画委員 奈尾 光浩

- ・学校法人会計基準の意義
- ・学校法人における会計処理の概要
- ・貸借対照表の様式及び基本構造
- ・事業活動収支計算書の様式及び基本構造
- ・資金収支計算書の様式及び基本構造
- ・活動区分資金収支計算書の様式及び基本構造

第4回 計算書類により学校法人の財務内容を理解する

学校法人の役員が適切な決定・執行あるいは監査を行うためには、計算書類によって財務の状況を的確に把握する必要があります。役員がその職務を全うするために求められる会計知識及び財務分析の知識について具体的に解説します。また、財務内容を理解するためには注記によって開示される情報も重要です。注記の記載内容及びその読み方についても併せて解説いたします。

主な内容

公認会計士・当協会企画委員

奈尾 光浩

- ・役員に求められる財務リテラシー
- ・計算書類の着眼点
- ・財務分析の進め方
- ・注記による財務上のリスクの把握

第5回 財務上のリスクへの対応を理解する

学校法人の財務において最も重大なリスクとして経常的な収支悪化（これに依る法人存続の危機）、多額の経理不正事件の発生が挙げられます。これらの事象に対する予防的対応及び事象発生後の適切な対応の在り方について具体的に解説します。

主な内容

公認会計士・当協会企画委員

奈尾 光浩

- ・収支悪化のシグナルへの適切な対応
- ・収支悪化の改善策
- ・経理不正の理解
- ・不正リスク軽減のための内部統制

第6回 大学ガバナンスコードや教学監査を理解する

「大学ガバナンスコード」をベースとした法人ガバナンスの強化や健全性の向上について、ご説明するとともに、「教学監査」に期待される、教学業務と内部質保証に関するマネジメントシステムを監査する役割について、ご説明します。

主な内容

中央大学副学長・当協会企画委員 佐藤 信行

- ・高等教育のガバナンスに係る法構造（設置法人と学校の二元性）
- ・法人ガバナンスの基本構造と大学ガバナンスコード
- ・教学ガバナンスの基本構図と認証評価制度
- ・法人ガバナンスと教学ガバナンスの結節点としての教学監査